

那須塩原市木の俣園地条例（令和4年3月24日条例第16号）

最終改正:令和6年10月2日条例第60号

改正内容:令和6年10月2日条例第60号〔令和7年4月1日〕

（設置）

第1条 地域のかげがえのない自然環境を保存し、後世に引き継ぐため、那須塩原市木の俣園地（以下「木の俣園地」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 木の俣園地の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（施設）

第3条 木の俣園地に次に掲げる施設を置く。

- （1）ふれあい広場
- （2）交流広場
- （3）公衆トイレ
- （4）駐車場
- （5）駐輪場
- （6）遊歩道
- （7）巨岩吊り橋
- （行為の制限）

第4条 木の俣園地において次に掲げる行為をするため、その全部又は一部の区域を独占して利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1）物品の販売及び頒布、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2）営利を目的として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- （3）興行を行うこと。
- （4）展示会、博覧会その他これらに類する行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた内容を変更するときは、市長へ届け出るものとする。

4 市長は、第1項の許可に木の俣園地の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

（行為の禁止）

第5条 木の俣園地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1）バーベキュー（火気を用いて食品を調理する行為をいう。）、たき火（火をたく行為をいう。）その他これらに類する行為をすること。ただし、交流広場において直火（地面で直接火をたく行為をいう。）を避け、専用の用具を用いて行う場合を除く。
- （2）キャンプ（テントその他簡易な宿泊の用に供することができる用具を用い、又は用いないで行う野営をいう。）をすること。
- （3）花火（火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第2項に規定するがん具煙火の爆発又は燃焼をいう。）をすること。
- （4）拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発すること。
- （5）ペットを放し飼いにすること。
- （6）ごみ（空き缶、たばこの吸い殻、紙くず、ペットの糞その他これらに類するもので、投棄されることによって散乱の原因となるものをいう。）を投棄すること。
- （7）第7条に規定する供用時間外に駐車場に駐車すること。
- （許可の取消し等）

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその行為を制限し、若しくは中止させることができる。

- （1）この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- （2）偽りその他不正の手段により許可を受けたことが判明したとき。
- （3）その他市長が必要であると認めるとき。

（供用期間及び供用時間）

第7条 第3条の施設のうち公衆トイレ及び駐車場の供用期間及び供用時間は、規則で定める。

（駐車場に駐車することができる自動車）

第8条 駐車場に駐車することができる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車（駐車区画線内に駐車できない車両を除く。）並びに小型自動車及び軽自動車のうち二輪自動車以外の自動車とする。

（使用料）

第9条 駐車場を利用する者は、規則で定める期間にあっては、1台につき1回当たり1,000円の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、利用者が駐車場から出庫するときに徴収する。

3 前項の規定により徴収した使用料は、還付しない。

4 第4条第1項の許可を受けて木の俣園地を利用する者は、那須塩原市行政財産使用料条例（平成17年那須塩原市条例第69号）第3条に規定する額の使用料を納付しなければならない。

（使用料の免除）

第10条 市長は、特別の事由があると認めるときは、前条第1項又は第4項の使用料を免除することができる。

（原状回復の義務）

第11条 利用者は、施設の利用を完了したとき、又は第6条の規定により許可を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第12条 利用者は、施設又は附属設備を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、利用者の責めに帰することができない事由その他市長がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

（罰則）

第13条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、1万円以下の過料に処することができる。

（1）第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

（2）第5条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和5年3月22日条例第20号）

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年10月2日条例第60号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	位置
那須塩原市木の俣園地	那須塩原市百村字石滝3074番2 那須塩原市百村字石滝3074番4 那須塩原市百村字石滝3074番5 那須塩原市百村字屋敷内国有林173林班そ小班 那須塩原市百村字屋敷内国有林173林班つ小班 那須塩原市百村字屋敷内国有林173林班ね小班